

# 第1回 まちづくり常任委員会会議録

平成30年2月23日(金)

委員会 議 室

## ○会議日程

- 1 開会宣告(13時31分)
- 2 調査事項
  - (1) 教育委員会所管
    - ① 社会教育事業における事故報告について
  - (2) 総務財政課所管
    - ① 除排雪経費に係る補正予算の専決処分について
  - (3) 生活住民課所管
    - ① 国民健康保険の都道府県単位化について
- 3 その他
- 4 閉会宣告(14時51分)

## ○出席委員(8名)

委員長	3番	斎賀弘孝
副委員長	4番	無量谷隆
委員	1番	富樫直敏
委員	2番	西澤裕之
委員	5番	鷺見悟
委員	6番	吉原哲男
委員	7番	高橋秀之
委員	8番	植村敦

## ○出席説明員

町長	野々村仁
副町長	岩川実樹
教育長	木澤瑞浩
教育次長	伊藤一男
総務財政課長	飯田忠彦
住民生活課長	藤井和之
税務保険G主幹	伊藤崇
税務保険G主事	植村瞭平

## ○議会事務局出席者

事務局 長	早坂 敦
主 事	満保 希来

齋賀委員長

それでは、ご着席ください。ただいまより平成30年度の第1回まちづくり常任委員会を開催いたします。

開会に先立ちまして、町長よりご挨拶をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。  
野々村町長

皆さん、大変ご苦勞様でございました。遅れて大変申し訳ございません。

今日の案件としては3件。報告事項2件と、それから住民生活課の国民健康保険の都道府県化についてという大きな課題がございます。のちほど担当から縷々説明をして、本年度から取り進められる都道府県化について協議をしていただければと思っております。その後、3月の1日にもう1本、条例等の常任委員会がございますけれども、それも大変盛りだくさんの案件になるかと思っております。丸1日かかりそうな案件になるのかなと思っておりますけれども、先立ちまして、今日常任委員会を開催させていただきます。よろしくお願いをいたします。

齋賀委員長

はい。ありがとうございました。

本日のまちづくり常任委員会出席委員は全員ですので、お知らせします。なお、本日の調査事項は、教育委員会、総務財政、住民生活課所管となっておりますので、この順番に則って調査事項を行いたいと思います。

それでは、最初に調査事項の1。教育委員会所管、社会教育事業における事故報告についてを説明求めたいと思います。

伊藤教育次長

それでは、私の方から教育委員会所管の案件につきまして、ご説明させていただきたいと思っております。

本案件につきましては、社会教育事業における事故報告についてということで、平成30年2月4日に開催した、チャレンジ教室「雪と遊ぼう！」において、発生した事故についてご説明させていただきたいと思っております。

レジュメの裏の方をご覧ください。

まず、1点目です。事故の概要についてご報告させていただきます。事故発生日時につきましては、平成30年2月4日、日曜日、13時20分頃となっております。事故発生場所につきましては、旧上山牧場、幌延小学校の隣接地ということになっております。事業名、チャレンジ教室「雪と遊ぼう！」。こちらの方、社会教育事業の一環で実施しているものです。事故内容につきましては、13時20分頃、ゴムボートをけん引していたスノーモービルが、周回が終わって乗車場所へ停車し、ゴムボートから児童が降りようとした際にアクセルの不具合により、児童3名を乗せたままスノーモービルがゆっくりと動き出したものです。運転手は、それに気がつき、慌ててスノーモービルを止めようとしたのですが、止まらずに運転手の脚が挟まったままの状態を引きずられて行きました。スノーモービルは車道の方に向かって進みまして、そのまま会場横の車道の方に止まっていた運営協力者の自家用車の助手席側に衝突し、そこで停止したものです。ゴムボートに載っていた児童の安否をすぐ確認したところ、児童3名につきまして、怪我はなかったということを確認しております。その後、

すぐ児童の保護者に状況を説明いたしまして、更に帰宅後、再度体調の確認を行っております。今現在、児童の親御さんの方から、異常が見られたという報告はいただいているところでは、後日医療機関を受診され、左膝靭帯損傷ということで診断されたというご報告をいただいております。以上が事故の概要になっております。

内部の方で協議いたしまして、今後の対策ということで、ここに載せております。1点目。今後はですね、再発防止に向けて安全管理の徹底を図っていきたくと考えております。内容としましては、適宜コースの見回りを実施いたします。それから、コースの設定の見直しを検討します。そして、運転手への安全運転の喚起を行って行きたいと思っております。更にスノーモービル停車時のエンジン停止の周知を徹底いたします。そして、併せて使用するスノーモービルの整備点検を行って行きたいと考えております。2点目です。そしてですね、主催者、運営協力者が事故未然防止に関する十分な事前事後の打ち合わせを行って行きたいと考えております。

以上、本案件につきましての説明といたします。この度は誠に申し訳ございませんでした。  
岩川副町長

ただいま、教育委員会の方から報告でしたけども、この事業だとかイベントに関する事故だとかということにつきましては、町長部局につきましても、色々事業抱えておまして、今後も起こり得る可能性のあることだという風に受け止めております。よって、今回の件を教訓にして、町全体でですね、イベントをやることの防止、安全管理の徹底等に職員一丸となって確認し、取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

齋賀委員長

これの他に捻挫した子どもいたとかいう噂も聞いたんですけど。そういうのは無かったですか。

木澤教育長

捻挫はしていませんでした。その子も要するにチューブに乗ってて、脚が出てた状況だったんですけど、それもきちんと確かめて、その時にそこで休んでもらって、保護者に来てもらって、そこで確認してもらって、帰ってからもですね、また同じように3名の子と同じように対処して、連絡して何でもないということを確認できました。

齋賀委員長

わかりました。

このことについて委員皆さんから意見を伺いたいと思います。報告ですけどありますか。何か。

(「ありません」の声あり)

では、無いようですので、これからも気を付けてよろしくお願いします。

それでは、調査事項の2番目、総務財政課所管、除排雪経費に係る補正予算の専決処分についての説明を求めたいと思います。よろしくお願いします。

飯田総務財政課長

除排雪経費に係る補正予算の専決処分につきまして説明させていただきます。

昨年11月下旬からの連日の降雪と暴風雪などで例年になく豪雪となりまして、1月末実績の除排雪経費の予算執行額は8割に達してることから、2月において予算不足になることが見込まれました。冬の安全な通行確保と住民の生活を守るために、除排雪経費の予算

を早急に補正する必要が生じたので、平成29年度幌延町一般会計補正予算第5号を2月7日付で専決処分させていただきました。

補正の内容につきましては、歳出は土木費の道路維持費で、道路横断管に係る修繕料1,200万を減額しまして、除雪業務の委託料は4,200万の増額。補正額の合計3千万円の予算としております。歳入では、歳出予算の財源としまして、特別交付税を3千万円増額しております。このことによって、特別交付税の総額は2億3,800万円の予算となっております。この専決処分につきましては、3月定例議会の承認議案として提案させていただきますので、よろしくお願いたします。

2月以降も降雪の日が多いので、今後の雪の降り方によっては、今回の補正でも予算不足になることも予想されます。その場合は、予備費の充用、あるいは更なる予算の専決処分によって対応することもありますので、どうかよろしくお願いたします。

以上、除排雪経費に係る補正予算の専決処分の説明とさせていただきます。

齋賀委員長

ただ今の説明について何か質問、意見のある方、指名を受けてから発言してください。

吉原委員

専決処分についてはですね、雪が多いんで、これは仕方ないと思いますけども、今年雪が多くて、仕事が多くて、まだ手が回らないかしらんけど、町道だとか何かの縁がですね、非常に高くなったと。これはまた吹雪が来そうだとということになった時には、相当道路にも入るということで、できれば早急に横を崩していただきたいということの要望ですけども、お願したいと思います。

岩川副町長

事情よくわかります。業者さんにも一生懸命やっていたらんですけども、なかなかそこまで追いつかないのが実状でして、やればやったで、また雪が降ってくるというような状態が続いておりますんで、なんとか一生懸命やっておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

植村委員

非常に今年の雪は、業者にすれば、排雪作業員にすれば、休む暇がないだけ降って、大変な思いして作業してんでないかなと風に思いますけども、町の雪捨て場の確保というのは、しっかりなされているんでしょうか。例年にない雪の量だと思いますけども、どのような状態になってますか。

岩川副町長

排雪場所ですね、雪も多いということで、例年になく詰まってきております。今建設管理課の方ですね、ここがいっぱいになったとしたら、次どこに排雪場所求めるかということは、内部で検討してるところでございますので、よろしくお願いたします。

植村委員

ちょっとそんな話耳にしたもので、昼休みの時間に現場を見させてもらったんですけど、本当にブルで手一杯押して、ギリギリまで。雪ですから、だんだん締まってくるんで、また置けるということにあるんだかしらんけども、結構効率の悪い排雪作業になってるのかなと心配してたんです。いっぱいになって、どうもならなくなった時にまた、新たな場所を検討をしているということなんで、なるべく効率よく排雪できるように配慮していただければ良

いのかなという風に思ってますのでよろしく願いいたします。

#### 無量谷副委員長

今年は例年なく、雪、去年までないやつが増えて大変な苦勞してると思うんですけども、街中、今植村さんが言われたように排雪のね、個人で持ち込んで排雪する場所が設定されてるのか、されてないのかと。もう1点、1人暮らしのね、老人の方達に言われてるんですけども、かなり、道路跳ねても、道路の間が、家の間がもうすぐ排雪車が来て、家の前置いてもらうというような感じでね、なかなか老人としては、限界が過ぎてるねって言われて、なんとかありませんかってことなんですけども。ある程度家族いるところは家族で、町全体の中で家族でやってくださいよという決め事なんですけども。家族と言えども、離れて生活してれば、なかなかそれにも手が回らない。ましてや家族があまり親との意見が合わないということになれば、なおさら除雪が全然行き届かないという部分があるんで、何かボランティア的な組織みたいな形にね、ある程度生活確保する排雪方法は確立できないものかなって感じはするんですけども。その辺、人材バンクなり何なりを活用するなり、ある程度ボランティア、あるいはボランティアプラスNPO法人みたいな形のね、何か受け皿みたいな形できないのかなっていう感じでしてます。ですから、老人の結構1人暮らしのところはかなりあって、もう除雪だけでばったするわっていう感じで言われて、何とかありませんかっていうこと言われてるんですけど。その辺町はどういう風に対応して行くのかなって感じなんですけど。

#### 野々村町長

先程の高齢者に対するというのは、今までと同じような形でそれぞれご家族のいない単身の高齢者というそういう位置付けでは、一生懸命やっていたところでもあります。それ以外で、普段の日常生活での高齢者の皆さんの声として、今年雪の多いところで、持って行き場所が無いというところのお話かなという気がしてございます。以前からもお話してたとおり、それぞれシルバー人材センターが社会福祉協議会を立てて、何とかできないかという模索をして、社会福祉士を1名入れて、それぞれなんとかできないかという、そういう組織ができないかということで取り組んできたところではありますけども。今の現状で、それ以外にもやるのがあって、今の所まだ先程NPOの話ありましたが、そういう組織の部分がなかなかやれないという実態となっています。そのために今住民課も含めてもそうですけど、この間のNPOでそういう組織的な作り込みができないかという勉強会を開催をしていこうということをして、それぞれ民の力をお借りして、ボランティア作業ができるような形ができないかということの下ごしらえの勉強会でもあるというところで、今のところ考えております。現実的には今、即こういう形ができそうですという報告もできませんけども、そういう機会が近場にもそういう組織でうまくいっているところの事例もございませうから、我々の町もそういうことを取り入れながら、そういう高齢者の住みやすい町を少しでも構成できればなという風に考えているところの1つでもあります。今すぐそこが解消できるという組織も案も今のところ無いんですけども、早くそういう組織的なものを作って、支援体制を整えられればということをおっしゃっているところであります。

#### 無量谷副委員長

町長が言われように、ある程度近場でNPO法人っていうような形で。やはり、働ける人が利用して、ある程度そういうものも助ける。そして、ある程度報酬払える様な形の受け皿

ってというのは、やはりNPO法人なりなんんりの立ち上げでないかなって感じはするんですけど、そういう中で、やはり連携を上手く進めてやっていってもらいたいと思います。そうすると、老人も住み良い町、町長言われてるようになるのかなって感じはするんですけども。動ける人は動けるんだけど、動けない人は全然スコップも持てません。お手上げです。だけど、毎年何万か払って、民間に除雪をお願いしてるんですけども、今年は雪が多くてなかなか回って来てくれないっていう状況なんですけども。そういう形でやはり、何とかそれに補助するような形で、例え機械がガツと玄関先を攫って行っても、細かいところは手作業という形なんで、それを補助できるようなシステムを作ってほしいなと思います。以上です。

野々村町長

私も同感というか、そのような形が以前からシルバーセンターのお話をさせてもらった時もそういう気持ちでいるというところなんです。官がどうしても主体になることに限界があるということで、民をどういう形でそういう支援体制を作られるかということが大きな鍵になるということでありました。そこで、社会福祉協議会の中で、福祉士を入れながら、そういう風に取り組めないかと。社会福祉協議会の中で入れていただいた今の横だしサービスを始めたというところも1つ前進でありまして、その横だしサービスのところで、今のところ手を付けたばかりで目一杯ということで、組織の作るのところまで回ってないというところもあります。ですから、それぞれ民の方々にそれぞれそういうことが皆さんのNPO1つを取っても、そういう事例があるということを理解をしていただきながら、作りこんで行くということの大切さを少し見えてきたということで、今回の第1回目の勉強会。これに付けてまた数回の勉強会をして、民の方々から力を借りて、そういう組織ができないかというところの勉強する機会を設けようというところでもありますので、ちょっとしばらくまた時間かかってしまうかもしれませんが、そののところは何とかそういう構築ができるようなシステムにしていきたいなと思ってます。制度と組織ができたけど、動く人がいないっていうのが1番情けない話になっちゃうんで、まずは動ける形を作るためにどうあるべきかということをしつづつ構築できればとそのように考えています。

吉原委員

今言われてることはですね、よくわかります。住宅の周りの窓を確保すると。屋根の雪をどうしますとかっていうことは、それは当然、年寄りにできないことですから、今町長のおっしゃったように。あるいは、無量谷君が言ったように、NPO法人とか色々な方法で解決していかなくやならない問題だと思いますけども、前から問題になってるのは、毎日の除雪なんですよ。そして、今1人暮らしの老人っていうのは、どのくらいいるのかと。それと前は1人暮らしで、家族のいない人達は毎日の除雪を町の除雪車が、いわゆるタイヤショベルで1かきすっとしてくると。ところが、兄弟あるいはこどもがいる人達にはそれをしないと。その人だけやれば良いんだという物の言い方でやらないで、幌延から出てった人、豊富町に行った人、実際にいたんですよ。ですから、例えば幌延町に子ども達がいた、兄弟がいても、自分達の除雪もやらなくやらんわけですから、お年寄りで1人で暮らしてる人、その人達には、毎日の除雪の中でタイヤショベルで1かきぐらいしてやれないものかなと。そんなこと前に問題になった時、考えたことはあるんです。ですから、その辺は町としてどういう風に考えているのか。その辺の便宜は図れないものなんですか。どうなんですか。

野々村町長

言われてることも、私自身もよく理解をしているつもりであります。ただ、本当にこれを行行政の立場の中でやるということには、限界が最近来ておりまして、排雪をしていただいている業者の方々についても、排雪業務が普段だったら、2日3日でこの市内の中でも、簡単に綺麗に出来上がったというところですけども、最近の排雪を見ますと、大体ペースとして1週間程度かけてやっていることと。それから、毎日の排雪時間にしても、それだけのタイヤショベルでもって回って、巡回のできるスペース時間というのが限度いっぱいのところがある。されどしたら、民間に金出したらできるのかとなると、そこも業者の方がいなくて、本当に今年からできないと言われた人方がまた次の業者にお願いをしても、うちは目一杯ですと言って、できていない状況が本当によく聞こえてくる話で、そういう事業体も少し増えてくれば良いんだけど、冬だけで飯食えるかって言ったら、またそういうわけにもいかないというところもあって、それで尚更こういうボランティア的な組織、ボランティアと言ってもただではなく有償。費用はいただける事業ですから、そういう民の力を借りた組織が少し母体を大きくなって、そういう委託作業ができるような組織になれば、大変ありがたいことだなど。今、重機を持って、民間の方々歩いてもらってるのにも、限度でなくて、超過をしてしまったというところがあるので、なかなかそこも難しいところだと、私自身は話を聞いているところです。だからと言って、静観してれというわけじゃなく、少しでも早く民の力で、小っちゃくそういう冬だけでもこうやってやってやろうかという形を作っていくことができないかというのが、今回の取り組みの1つでもあったというところでもあります。一生懸命そういう要望に応えられるボランティア組織、NPO、または違う建設会社を誰か設立してもらってでも良いですから、受託して、その排雪作業もやってもらえるような業者が増えてくれることを本当に我々としては願っているところですけども。今はもう、業者間の中でもあっぷあっぷ状態。また、業者間の中でも、重機を入れ替えられなくて、借りてやってるといふ人も中には出てきたというところがあって、そういう方々には、ああいう助成事業作りましたので、そういう助成事業で。もしくは継続されるんであったら、新しく入れて、その助成を受けながら継続してほしいということをお願いをしているところでもあるという、今の現状であるということだけは、答えにはなってませんが、そういう話だけは私達も聞いているということで大変難しい状態になってきたなというのは実感してるところであります。

吉原委員

事情はよくわかります。しかし、やっぱり最近どうも若い人達が除雪車に乗るのを嫌がる。朝早いと。それで嫌がると。そして、結果的に乗ってる人は年寄りばかりだと。これもいつまでも、いつまでも、そう見てるわけにいきませんよね。皆、歳取って乗れなくなるんです。それと雪っていうのは、やっぱりここに住んだからには避けて通れないものだと思うんですよ。だから、何年も前からこの除雪の問題は問題になってるんですよ。たまたま去年あたりは、積雪が少なかったから、除雪費も掛からない、そういう問題も起きなかったけど。こういうことはありうるわけですよ、昔から。雪の多い年、少ない年。しかし、それに対応できるような方法をもうそろそろ確立しておかなければ、いつまで経ってもこの問題は解決しないと。今年は雪が多いから、今年は雪が少ないから。ただそれだけで議論してたって、仕方がないことだと。幌延に住んでるからには、これから避けて通れない問題ですから、どうかその辺充分に考えて今後、来年もし雪が多かったら、こういう問題が出ないように対処して

いただきたいものだとそのように思っています。

野々村町長

私も思っていることは同じだと思っています。ただ、直営でこの業務形態を手放してっていうことをしてきた意味もあると思っています。ですから、民間に委託をしたというところだと思っています。結局は民間の業者も以前であれば、5社も6社も本町だけでもしっかりとあったというところが、やはりこれだけの業者数が少なくなってしまったというその業者に委託する場所、人もいなくなったというところが最大、大きなところなんだろうなと思っています。やっぱり、傾向として、今吉原議員が言われた通り、若い人達は大型も大特も取りたくないというか、免許を取らない人が増えて来ているというところがあって、朝早いとか遅いとかということではあまり聞いてないですけども、そもそもやっぱり、そういう大型のものとか、今最近都会では、普通車すら持たない、免許を持たないというのが多くなってきたという、そういう傾向になってきたんだろうなと思っています。本当にどうしようもなければ、直営に戻すということがあろうかと思うんですけども、やっぱり冬場しか無いとか、夏の土木作業まで手を付けるのかとか色んな形がやっぱり入り乱れて、交差をするというところがあって、やはり最大限生かせるのはこういう民業の組織づくりをしながら、冬の4ヵ月間どうやってサービス業務に従事していただきながら、そういう居場所を作れるかと。先程言われた動ける人、働ける人がいるという、そういう現状の中でその人達をどうまとめていくかっていう、その組織作り、その体制が急務なんだろうなと。私自身は思っています。町営もなかなか難しいという現状の中では、今早急にやれること、そういう組織作りを手掛けていくということ、急務として今ちょっと取り組んでいければなと考えているところです。

斎賀委員長

他に委員ありませんか。

(一 同 無 言)

では、ないようですので、除排雪経費に係る補正予算の専決処分についてこれで閉じたいと思いますが、よろしくをお願いします。

15分から行います。それまで休憩してください。

(14時05分 休 憩)

(14時12分 開 議)

それでは、休憩を解いて会議を再開します。

調査事項の3番目、住民生活課所管国民健康保険の都道府県単位化についての説明を求めたいと思います。

藤井住民生活課長

おつかれさまです。住民生活課からは、幌延町国民健康保険の都道府県化についてご説明をいたします。

まず、昨年12月18日に本常任委員会でご説明しておりました国民健康保険の都道府県化については、保険者、いわゆる町としての検討や、国民健康保険運営協議会との協議を行いまして、再度運営協議会を開催し、最終的な幌延町国民健康保険税の考え方を含む運営方針を取りまとめたところです。保険税の方式や率及び額の検討を行った他、今後の国民健康保険会計のあり方、運営の方向などを協議し、結論から申し上げますと、保険税の算定となる所得割、資産割、均等割、平等割の4方式を、資産割を除いた3方式に変更すること。ま

た、しばらく据え置いていた保険税率においては、都道府県化に伴い、北海道から納付額が示され、それらに必要な額に対する、所得割、均等割、平等割を被保険者に十分配慮した率及び額となるよう改正を行い、更に近年納付されていた国保税に対し、保険給付費等が少なく繰越等が発生していたことから、繰越財源500万円を示された納付金から差し引いた額を基に、国民健康保険税の率及び額を設定することを協議しております。この500万円の補填につきましては、激変緩和措置や北海道が3年ごとに見直す北海道国民健康保険運営方針により、基本的に3ヵ年継続して補填する方針といたしました。

それでは、資料に沿って説明いたします。1ページをお開きください。

今回の国民健康保険の都道府県化は、ご承知のとおり持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が平成27年5月に成立され、安定的な財源運営や効率的な事業の確保、国保運営に中心的な役割を担い、制度の安定化を目指すため、都道府県が財政運営の責任主体となることとなっております。国民健康保険税の賦課方式は現在、幌延町で行っているのは4方式で、応能分として所得割、資産割、応益分として均等割、平等割となっております。厚生労働省通知のガイドラインでは、市町村間の保険税の違いなど市町村が抱える構造的な課題に対応し、負担の公平化を図るため、将来的に保険料水準の統一を図るとされ、北海道で策定された北海道国民健康保険運営方針では、激変が生じないように調整しながら、保険料の平準化を進めていくとされております。また、新たな制度への円滑な移行の観点から、国保加入者の負担が著しく増加しないよう、平成30年度に各市町村で実際に賦課される保険料水準について、最大限、配慮することが必要との認識の元、将来的な保険料負担の平準化と標準的な加入者負担の見える化を進める観点から、各市町村に標準保険料率が示されております。北海道内の所得水準や医療費水準の地域差が見られることから、これらを参考に各市町村は、所得や世帯状況などの状況に応じた保険料率を定めることが明記されており、かつては、資産を有する農林水産業及び自営業が国保加入者の中心でありましたが、現在は、就業構造が変化し、無職者や低所得者が多いこと。また、応能負担である資産割に用いる固定資産は居住用資産も対象としていることから、これらを踏まえ、道が示す標準的な保険料の算定方式は資産割を除く、3方式が示されているところです。

2ページをお開きください。

資産割の問題について洗い出しをしてみました。①から⑦に記述しておりますが、問題点として、資産のうち金融資産等には賦課されていないこと。居住地自治体の固定資産だけが賦課対象で、他の自治体分は対象外であること。相続登記など、名義変更を行っていない固定資産には賦課されないこと。居住用資産のように収益性の無い土地建物の固定資産にも賦課されていること。協会健保、社会保険などの医療保険には資産割がないこと。後期高齢者医療制度や介護保険には資産割が無いこと。資産割賦課に対して二重課税感を持っている意見なども見受けられること。などがあげられます。また、広域化に伴い、固定資産を北海道全体で名寄せすることが非常に困難であり、固定資産税率が市町村によって異なっている他、近年では、資産割を賦課していない自治体の割合が高くなってきております。下の表は、古いデータですが、全国の人口区分による賦課方式ごとの保険者数を示しており、特に5万人未満を見てくださいと、だんだん4方式は少なくなり、3方式が増加傾向にあることが窺える。

3ページをお開きください。

国民健康保険税のうち資産割の額はおよそ1千万円程度でございます。実質8百万円程度と推計しておりますが、応能、応益の割合は基本的に50：50に保つ必要があるとされておりますが、下の表の幌延町の欄のうち、特に医療分の欄を見ていただきたいのですが、およそ応能6割、応益4割となっており、更に、支援分、介護分については、およそ7割、3割となっております。

右隣は宗谷管内の平均であり、医療分は、およそ6割、4割。支援、介護分についても、だいたい幌延町と同じような割合です。

下の表は、国保税の仕組みを図で表したものであり、現行の幌延町では真ん中になりますが、応能、応益、所得割、資産割、均等割、平等割の実際の率や額を記載しております。資産割では、実際に更に個人名義、共有名義という区分がありまして、登記簿上、共有名義とされている固定資産については、それぞれ案分などして算定されており、先程資産割の問題点で説明しましたとおり、税額算定で共有名義など登記簿上の案分で算定されることも、1つの課題ではなかろうかとも感じているところです。

最後の下の表は、参考のための3方式の場合の仕組みを記載しております。

4ページをお開きください。

幌延町における国保の加入世帯の所得階層別割合を表とグラフで表したものです。割合が多い世帯は0円と百万～2百万円で、次に50万～百万円、1円～50万円となっております。

次の下の表は、資産割課税標準額階層割合の表とグラフで、361世帯のうち資産割賦課額0円世帯が、およそ半分で、次に多い順で1円～5万、5万～10万円となっております。この表から読み取れるのは、前のページで説明しました、およそ8百万円の影響額は国保加入世帯の半分の世帯で賄われていることと思えます。

次のページをお開きください。

A4横表の国保税の税率に関する資料です。1番左の区分が平成29年度税率となっております。その列の下の合計欄をご覧くださいなのですが、その必要額という欄がございますが、この8,420万がこの度、北海道から示された納付額となり、前回の常任委員会で示しておりました必要額から更に2百万円ほど減額されております。これに伴い、標準税率も前回お示ししている資料から多少変更され、北海道が示された4税、3税方式の標準税率はその右隣2列になります。

その隣の地方税法標準割合の列でございますが、先程説明しました応能、応益割合は、それぞれ50%と示されていることから、この考えを基に算定した、率と額となっております。表の右隣に%がありますが、医療分の欄で所得割49.54%、均等割35.25%、平等割15.21%ですが、この応能、応益というのが前の図で示したとおり、所得割で50%、均等割、平等割で50%というような内容でございますので、それに合わせた率と額がこのような状態になります。1番下の所の合計欄で比較をしますと、所得割を平成29年度や標準税率と比較しても、かなり減少はされております。一方で、均等割、平等割は増額することとなり、この影響は主に低所得者への負担増となります。

その隣の税率任意調整の欄をご覧ください。先ほどから応能、応益の割合をご説明しているところですが、なるべく、地方税法上の割合に近くなるよう、また、低所得者への配慮をすることなどを前提に、率や額を設定した内容でございます。

下の合計欄を見ていただきたいのですが、均等割、平等割の額の合計を変えず、多少計算上、額の増減が発生しておりますが、先ほど来、説明しております。応能、応益割合などかけ離れることなく、より応能応益に近づけることも考えて、率と額を設定しております。ここでは、低所得者への配慮を前提に、基本的な割合に近づけつつ、負担増とならないよう均等割、平等割を設定し、残りの残額を所得割に反映させた場合の率と額になっております。また、平成27年、平成28年度は特に、歳入、歳出を差し引いた繰越金が発生しているところです。これらの要因としては、被保険者数、世帯構成、所得の増減及び、医療給付費等の関係で、所得増や給付費等の減少など、様々な要因があると考えられますが、そういった観点から繰越金が発生しており、この繰越金を原資と言いますか、それらを元に500万円を補填して、任意調整をした率が最後の列の任意調整500万円補填の表になります。

所得割は減少しており、均等、平等も合計額も平成29年度税率より、合計欄の欄ですが、5千円ほど減少した設定となっております。この補填については、毎年度見直しをする。いわゆる柔軟な対応によることを前提に所得状況ですとか、医療給付費等の状況を勘案して、納税額等に影響がない場合は、北海道国民健康保険運営方針が3ヵ年ごとに見直されることから、最大3ヵ年継続する方針で進めたいと考えております。

次のページをお開ください。

ご説明しました内容により、事例別世帯で比較をした資料となっております。

最初に事例別世帯の比較表については平成29年度所得をベースで、また、固定資産税額は任意に設定して計算したものでございます。事例別世帯ではA～Gの7区分で、それぞれ所得や固定資産税が右に記載してあります。下の表は、税率算定結果の比較表であり、1番上が平成29年度税率の資産あり世帯、下が資産なしの世帯という内容でございます。その下の表は、税率算定結果の比較表であります。次に市町村の標準税率4方式の資産ありとなし。北海道から示された納付金を基に算出された標準税率で、その下は同じく3方式の比較表です。下から3段目の税率算定、地方税法標準割合については、国が示している応能、応益割合で率を設定した比較で、その下は税率算定任意調整と更にその下は任意調整に500万円を補填した場合となっております。それぞれの区分との比較は平成29年度税率とのもので、北海道に納付すべき金額にもとづいて算出しております。この北海道へ納付する額については、固定した金額ではなく、毎年変動がありまして、今回お示した税率や額については、今後も柔軟に対応していく必要があると考えております。

最後に次のページをお開きください。

平成30年度国民健康保険特別会計予算につきましては、財政運営が北海道となり、変更となることから、平成29年度と予算科目が変わる科目が発生します。資料の左側が平成29年度予算科目ごとの内容。右側が平成30年度の予算科目であります。

ぱっと見でご覧いただければと思いますが、区分的にはかなり少なくなるということです。国、道、支払基金から別々に市町村へ交付されていた交付金や支払基金へ市町村から直接支払っていた負担金等が道を通して交付、支出することとなるため、科目の廃止や新規設定が生じております。

以上で資料の説明は終わります。また、資料はございませんが、この都道府県化に伴って、法律改正が行われております。当然、法律改正に基づきまして、本町においても、関係条例の改正する必要があります。国民健康保険税条例、国民健康保険条例、国民健康保険財政

調整基金条例、後期高齢者医療に関する条例が必要となり、これらの改正については、3月定例議会でご審議いただく予定であります。内容につきましては、都道府県化に伴うものが全てでございますが、主に葬祭費が全道統一規定とすることが決定しておりまして、幌延町の現行2万円が3万円に統一されることとなります。また、国民健康保険税を国民健康保険事業納付金として北海道に納付するよう改められたことに伴い、課税額の定義を法律の内容に合わせること。基金条例では、保険給付に限定した規定となっておりますが、納付金やその他の科目で収入不足により予算に不足が生じる可能性があることから、国民健康保険事業に必要な場合に基金の処分ができるよう設置の目的と処分規定を改めるものであります。また、後期高齢者医療に関する条例については、住所地に係る特例を受けて、本町の国民健康保険の被保険者とされていた者であって、当該特例を引き継いで本町が加入する後期高齢者医療広域連合の被保険者となるものを、本町が保険料を徴収すべき被保険者に加える改正であります。

以上のとおり、国民健康保険運営協議会に諮問をして協議を行い最終的な答申を受けたところです。

また、参考までに、平成30年度税制改正により、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額が現行の54万円から58万円に引き上げられ、軽減判定所得のうち、5割軽減の対象となる世帯では、所得判定の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を現行の27万円から27万5千円に引き上げ、2割軽減の対象も、同じく現行の49万円から50万円に引き上げる改正を5月の臨時議会に開催をしていただき、ご審議していただく予定でありますことも申し付け加えたいと思います。

また、この度、今ご説明しました保険税の所得割、平等割、均等割についても、限度額改正に合わせ、ご了承たまわれれば5月臨時議会にご提案させていただきたいと思っております。ただ、その時期には所得が判明します。今現時点での試算は、あくまでも28年のもので試算をしております。ですので、所得が判明することから、精査した段階で、示しました率や額も再度、見直しをする必要があるか、十分に検討をして進めてまいりたいと考えております、ご理解を申し上げ説明を終わります。

齋賀委員長

条例が5月の臨時議会ということで、町民への説明会って何か設ける機会があるんですか。

藤井住民生活課長

町民への説明会は特段検討はしておりません。ただ、広報等で見やすくわかりやすいような資料でお示しできれば良いかなと思っております。国保加入世帯については、先程説明したとおり、360世帯でございますので、その部分だけの説明というのではなく、広報等でお知らせしたいなという風には思っています。

齋賀委員長

わかりました。それでは、国民健康保険の説明終わりました。このことについて委員の皆さんから意見がありましたら、手を挙げて指名を受けてから発言してください。

西澤委員

税率任意調整500万円を補填した場合のことなんですけども、先程道の改正は3年なので、この500万円というのは、その3年を見越して、その3年間500万円の補填なのか、1年単位でこの額は変わっていくので、その500万円の補填するというのは、どの単位で

すか。1年単位なのか、3年間を見るのかっていうところの質問なんですけど、お願いします。

藤井住民生活課長

基本的には3カ年、500万円ということを考えてます。ただ、先程から説明しているとおり、世帯構成ですとか、被保者数ですとか、給付費等、やっぱり色んな変化が生じられると思います。ですが、そういったことを最終的に睨みながら、試算をしながら、500万円をベースにして考えていくということで、何もなければ500万円を3カ年。もし、変化があれば、それに近いような数字になるような工夫も当然、検討していかなければならないでしょうし、もしくは減る可能性もあるかもしれません。ですので、そういった考え方を基に3カ年そういったことを継続していきますよという内容でございます。

西澤委員

今の段階では、3カ年で500万ということなので、それ以降は、基本的には調整なしでいきますよという、一般会計からも額を入れないで、やっていきますよという方針でよろしいんでしょうか。

藤井住民生活課長

そこも難しいところでございます。基本的には3カ年で打ち切りとか打ち切らないとかって今の現段階は言えないのかなと思ってます。というのは、今繰越財源的なものは、去年で4千くらいか確か決算であるんですね。その部分を500万円程度ずつ補填していきましょ。ただ、毎年精算行為ですとか、色んな所得の変化ですとか、そういったものを睨みながら全てを考えていかなければならないので、4千万が繰り越しがあるからって、4千万を全額投入してしまうと、また保険運営が難しくなります。そうすると、法定外繰入という一般会計からの財源投入も視野に入れなきゃならないことから、やはり、国民健康保険特別会計は特別会計の中で、何とか済むようにという意味合いで、500万円を長い年月でできれば良いかなということもあったので、とりあえず、3カ年の北海道の運営方針が3年ごとに見直されるころまでをまずは1つのゴールラインとして見ましょ。その後、その時のタイミングで、今の財源がどれだけあるのかとか、そういった変化の要素はないのかとかで判断しましょという考えをベースを全てを検討していくという内容でございます。

斎賀委員長

他に委員発言ありませんか

(一 同 無 言)

藤井住民生活課長

大変言い辛い話でございますが、もし許されるのであれば、先程冒頭で委員長がご質問していただくとおり、この内容をお知らせするためには、議決前から準備をしなければいけない。そういったことをお許しというか、この場ではちょっと言い辛いかもしれませんが、ご了承たまわれれば、そういうような資料で広報等の準備を進めて、そういった改正を進めてますというようなことをお許しいたけばと思いますが、委員長いかがでしょうか。

斎賀委員長

良いと思いますけども、委員の皆さんよろしいですか。周知するのに先に進んでよろしいか。

吉原副委員長

道で示した事だから、それに沿わなきゃならんから。大体話はわかります。

齋賀委員長が

そういう意見多いので、よろしくお願いします。

では、無いようでしたら、国民健康保険の都道府県単位化についてはこれで閉じたいと思います。また、担当課についてよろしくお願ひしたいと思います。

調査事項3点にこれで閉じたいと思います。続いてまちづくり常任委員会3、その他。

藤井住民生活課長

その他で貴重なお時間いただきまして、ご報告をさせていただきます。Aコープ問寒別店の閉店に伴いまして、問寒別地区の住民が買い物支援策を取らなきゃならないということで、様々検討してまいりました。この度町としてはですね、店舗を設けるわけにはいきませんが、いわば移動支援というか、そういった部分が今まではスクールバスと患者輸送バスだけだったんですが、その後ですね、午前中1便だけなんですけど、10時半出発問寒別地区から幌延地区に移動支援を行うという内容の方針を決めました。これは、3月1日からお店が無くなるわけですから、その開店まで何とか継続していきたいという風に考えております。これに至っては、色々と詳細の内容については、告知端末ですとか、広報誌に掲載してますので、まずはご報告をさせていただきます。

もう1点なんですけど、斎場の炉台の補修がございます。こちらの方は3月9日から3月31日まで改修を行うんですが、実際の作業については、3月20日から3月27日までの1週間で作業が終わることで業者と交渉を進めております。ですので、7日間実質ですね。今の予定でいけば、7日間は斎場が使用できないということで、その間に葬儀等が発生した場合については、近隣の町にお願いして、葬儀を執り行うという形で対応をしております。近隣の町については、既にお願ひの文書を発出して許可を得ております。ただ、その時にまた困るのが患者輸送バスと葬儀バスとの関連性ですとか、そういったものに。当然、他町に葬儀バスが行きますから、その分帰る時間が長くなり、患者輸送バスの帰り時間に影響が出てくると。この場合の対応についても色々と検討しまして、町有バス、もしくは職員がというような対応で考えております。以上でございます。

齋賀委員長

今、2点のことについて何か尋ねたいことありますか。

高橋委員

問寒からの1日1回ですよ。これって大体1日の利用者何人ぐらいってことを考えて、これ1日1回ってこういう回数決めたのかってちょっと聞きたい。

藤井住民生活課長

すいません、1日1回ではなくて、説明が不足してました。1週間の内2回ですね。毎日ではなくて、月曜日と木曜日。1週間に2回でございます。その支援を行うのは。それで、この日程調整については、毎日ということについては、動く人間の限界もあります。もう1つは、買い物。患者輸送バスへの乗車の状況ですとか、利用形態ですね、主に。若しくはAコープ問寒別店への聞き込み等も含め、だいたい何人ぐらいいるんだろうとか、どのくらいの規模でお店に通っているんだろうかっていう聞き取りをベースにしか考えてませんので、最悪始まった時点では、10人利用されるのか、5人で済むのか、1人しかいないのか、というのは当然動いてみなければわからないと。ただ、実際には運営の仕方については予約制

でありますので、月曜日は町有バスでお迎えをするんですが、問寒別から出るんですが、木曜日については、問寒別出張所の所長が町の公用車をワゴン車に交換しまして、それで運営してくという内容になってます。そこで予約制なので、町有バスのパターンの時は、いわば乗車定員は20数名まで。ただ、町の公用車になると6名までというような内容になるのかなとは思ってます。ただ、それがあまりにも頻繁に頻度が多い場合ですね、当然検討していかなくちゃならないと思いますが、まずはスタートしてみなければ実際の利用者というのが見えてこないんで、まず最大限できる範囲で週2回やってみよう。それは、3月1日から4月下旬と聞いておりますけども、オープン予定までの2ヵ月なので、そこでなんとかいけるかなというような期待感と実際に見てから、また検討必要な場合は検討するというご理解ください。

高橋委員

予約制ってということだから、その日に予約が無かったら、運行は取り止めになるっていうことでよろしいですか。

藤井住民生活課長

はい。予約制なので、その通りでございます。ただ、予約も当日の9時まで。前の日とかではなくて、当日の9時までには受け付けておりますので、そのレスポンスというか、連絡は密にしておいて、朝9時までの予約については、1人でも動きましょと。ただ、その9時までいかなかったら、運行はしませんという内容でございます。

(高橋委員「どういう予約の仕方するんですか」)

予約については、出張所、もしくは住民生活課に電話をいただくと言う内容です。それ以外ちょっと無いのかなと思います。ただ、もう1つは患者輸送バスで降りてる、乗ってる利用者の方は、明日も乗るよだとかっていう会話は、運転手さんとやり取りがあるらしいですから、そういった情報もまた貰えるのかなと思いますし、もしかすると運転手さんの方から、直接役場の方に誰々さん乗るからっていうことを教えてくれるのかもしれない。ですから、本人がするパターンとそういったパターンも当然柔軟に対応して参りたいと考えております。

植村委員

今まで患者輸送バスでAコープの所で待合して、利用者そこで、ベンチで腰かけて待ってたとかいう方法を取ってたんですけども、これから改修工事が始まるということもあったりして、そこら辺の待合室としての機能はその期間、それと店舗が経営主が変わって以降、どのような形になってるのか農協さんと話し合いしてるのか。その辺お尋ねします。

藤井住民生活課長

すいません、説明不足で大変恐縮です。

待合室については、今植村委員がおっしゃったとおり、Aコープは改修中は不可能です。ですので、待合室という名称については、町の生涯学習センターを使わせていただくと。ただ、先程出発時間10時半とお伝えしましたが、10時半に問寒別を出発すると11時10分程度に幌延市街に到着すると。それから店舗で買い物をして、帰りは患者輸送バスに乗車してお帰りいただくんですけども、その時は大体12時前後ですので、正味50分程度だと思います。50分から1時間あるかないかだと思います。その間、生涯学習センターに果たして行くかっていう課題と、もしくは仮にスーパーいとうであれば、スーパーにずっと滞在している可能性もあるということでは、スーパーの社長とですね、色々協議をしまして、

元々椅子とテーブルが実は店内にあったんですね。どちらかというと端にあったものですが、それをちょっと使い勝手の良いような場所に移動してもらって、そこで座っていただいて、時間まで待つていただくということでの対応も考えておりました。更にですね、スーパー社長とちょっと協議をしているんですが、買い物の荷物がございます。荷物があって、バスまでの乗車となると大変だということでは、箱に詰めて、名前を書いていただいて、その箱も実はバスに搬入していただけることもこの2ヵ月間だけは良いよというご理解をいただいております。

(植村委員「職員が積んでくれる」)

スーパーいとうの。ですので、この2ヵ月限定については、こういったサービスでなんとか対応してまいりたいという風には考えております。ただ、最後に出たその後どうなるんだという話については、今現段階の情報によると、Aコープさんでは、Aコープさんの権限下には多分無いと思いますから、その後のQマートさんでは、そういった設計上の話にはなっていないと思います。ですから、新たな待合所をどこかに設置しなければならないという課題が実はあります。その場所についてはまだ未確定で、当面閉店の時までには、これで何とか対応して、その後、例えば土地もしくは建物、新たな待合所みたいなスペースを設けるのかというのを一体どの場所でやったら良いのかとか、そういった問題も出てくると思いますから、ちょっと検討して決めて行きたいなという風には思っています。以上です。

斎賀委員長

他に委員ありませんか。

(「ありません」の声あり)

無いようですので、その他は閉じてよろしですか。他にその他ありませんか。

(「ありません」の声あり)

では無いようですので、以上をもちまして、第1回のまちづくり常任委員会を閉じたいと思います。どうもご苦労様です。

(14時51分 閉 会)

以上、相違ないことを証するため署名する。

委員 長 齋 賀 弘 孝

以上、記録する。

主 事 満 保 希 来